

## 規制シート

(別紙1)

平成27年2月19日

150197000480002

規制の名称	私的録音録画補償金制度 ※規制ではない	所管府省	文部科学省
根拠法令等	著作権法第30条第2項、第102条、第104条の2～第104条の10	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	文化庁長官官房著作権課 森孝之
規制目的	本制度は、著作物の利用者の私的な録音・録画行為について著作権を制限する一方で、それに対する補償措置を講ずる制度であり、規制ではない。 なお、本制度の目的は、私的録音・録画を、権利者の許諾を得ることなく自由に行えるものとしつつも、一定の補償を権利者に得させることによって、利用者と権利者の利益の調整を図ろうとするものである。		
規制内容の概要	本制度は、著作物の利用者の私的な録音・録画行為について著作権を制限する一方で、それに対する補償措置を講ずる制度であり、規制ではない。 なお、本制度は、政令で規定されたデジタル方式の録音・録画機器及び記録媒体を用いて私的な録音・録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者等に支払わなければならぬことを定めた著作権法第30条第2項等に基づく制度であり、補償金の実際の支払いは、製造業者等の協力により、録音・録画機器及び記録媒体の販売価格に上乗せされて徴収され、文化庁長官が指定した管理団体を通じて著作権者等に分配される。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	本制度は、著作物の利用者の私的な録音・録画行為について著作権を制限する一方で、それに対する補償措置を講ずる制度であり、規制ではない。 なお、平成21年に本制度の補償金支払いの対象として、新たにブルーレイ・ディスク規格による録画機器及び記録媒体を指定した。	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	本制度は、著作物の利用者の私的な録音・録画行為について著作権を制限する一方で、それに対する補償措置を講ずる制度であり、規制ではない。 なお、知的財産政策ビジョン(平成25年6月知的財産戦略本部決定)における「クリエーターへ適切な対価が還元されるよう、私的録音録画補償金制度について、引き継ぎ制度の見直しを行うとともに、必要に応じて当該制度に代わる新たな仕組みの導入を含む抜本的な検討を行い、コンテンツの再生産につながるサイクルを生み出すための仕組みを構築する。(文部科学省、経済産業省)」との記載を踏まえ、現在、文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会において、クリエーターへの適切な対価還元等に関する検討を行っているところである。	規制の維持、改革又は新設の別	維持・改革
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

通知・通達等の名称(発信者等を含む。)	—
通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項	—
通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由	—